

# 江南市環境基本計画 (案)

平成24年1月



## 「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」 の実現を目指して

本市では平成 13 年度に平成 23 年度を目標とする「江南市環境基本計画」を策定し、快適で住みやすい都市環境の形成と環境の負荷の低減を目指した施策を展開してきました。しかし、この計画期間の間にも、社会情勢や環境、行政ニーズが変化し、市民のニーズも多様化してきました。平成 23 年 3 月には、東日本大震災が発生し、地震、津波などの自然災害や、福島第一原子力発電所の事故により、一人ひとりがエネルギー利用や防災だけではなく、地域の絆の力を見直さざるを得ない状況となりました。

平成 19 年 3 月に策定した「江南市戦略計画」では、地域の進むべき方向を「共に考え」、地域づくりを「共に担う」地域社会のしくみを構築することを目指し、市民・事業者などの主体が地域の担い手となることを期待しています。「江南市戦略計画」の目指す「豊かで暮らしやすい生活都市」の実現を環境面から支援し、さまざまな環境変化への的確に対応するため、このたび環境基本計画を改訂いたしました。

本計画では、望ましい環境像の実現に向け、4つの環境目標を定め、市民及び事業者の皆さま、そして市に必要な取り組みをまとめました。今後は、今日の複雑な環境問題に対処していくため、皆さまと市が、連携、協働して取り組み、「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民、事業者の皆さまを始め、熱心にご議論、ご審議をいただきました江南市環境審議会の委員の皆さま、並びに多くの関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

江南市長 堀 元

# 目 次

第1部	計画の基本的事項.....	1
第2部	計画のめざすもの .....	7
第1章	望ましい環境像.....	7
第2章	環境目標 .....	9
第3部	環境像の実現に向けて .....	13
第1章	主体別取り組みについて.....	13
第2章	環境目標の達成に向けた取り組み .....	13
第1節	「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して .....	14
第2節	「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して... 20	
第3節	「ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち」を目指して .....	34
第4節	「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して.....	44
第4部	計画の推進に向けて .....	55
第1章	みんなの体制づくり及び推進体制の強化 .....	55
第1節	推進体制 .....	55
第2節	江南市環境審議会 .....	55
第3節	重点的取り組みの推進.....	55
第2章	進行管理の手法 .....	59
第1節	PDCAサイクル.....	59
第2節	評価方法.....	60

## 第1部 計画の基本的事項

### 1. 計画見直しの背景

#### 1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しています。特に近年は開発途上国の人口増加が顕著であり、さまざまな環境問題を起こし、深刻化しているとともに、開発途上国の資源を先進国が大規模開発することにより、生物多様性<sup>\*1</sup>が損なわれています。

現在、最も対応が急がれるのが地球温暖化問題です。世界全体の年平均気温は上昇傾向を続けており、IPCC<sup>\*2</sup>第4次評価報告書によれば、世界平均気温が20世紀末と比べて1～4℃上昇した状態が継続すると、グリーンランドや南極の氷床の融解が数百年から数千年にかけて進み、4～6mもしくはそれ以上の海面上昇をもたらすことになるとしています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、その排出量について国際的に数値目標を定めた京都議定書<sup>\*3</sup>を定めています。国では自治体や一定規模以上の事業者に対して、温室効果ガス把握や削減計画の策定などを求めるとともに、国民には省エネ機器の導入施策を実施しました。

また、生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、生物多様性条約<sup>\*4</sup>に基づき数値目標や行動目標を定める動きがあります。平成22年(2010年)には、愛知県において生物多様性条約第10回締約国会議(以下、「COP10」という。)が開催され、遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)<sup>\*5</sup>に関する名古屋議定書や新戦略計画・愛知目標が採択されました。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになってきました。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や、時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

わが国では現在、第三次環境基本計画(平成18年閣議決定)に基づき、環境施策が進められています。大量生産、大量消費、大量廃棄の時代への反省から、「もったいない」「節約」という言葉が注目されるようになりました。これまでの技術を生かして、経済を成長させつつ環境負荷が低減する社会の構築が求められています。

<sup>\*1</sup>すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

<sup>\*2</sup>気候変動に関する政府間パネルの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織である。

<sup>\*3</sup>平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年度比で6%削減することを目標としている。

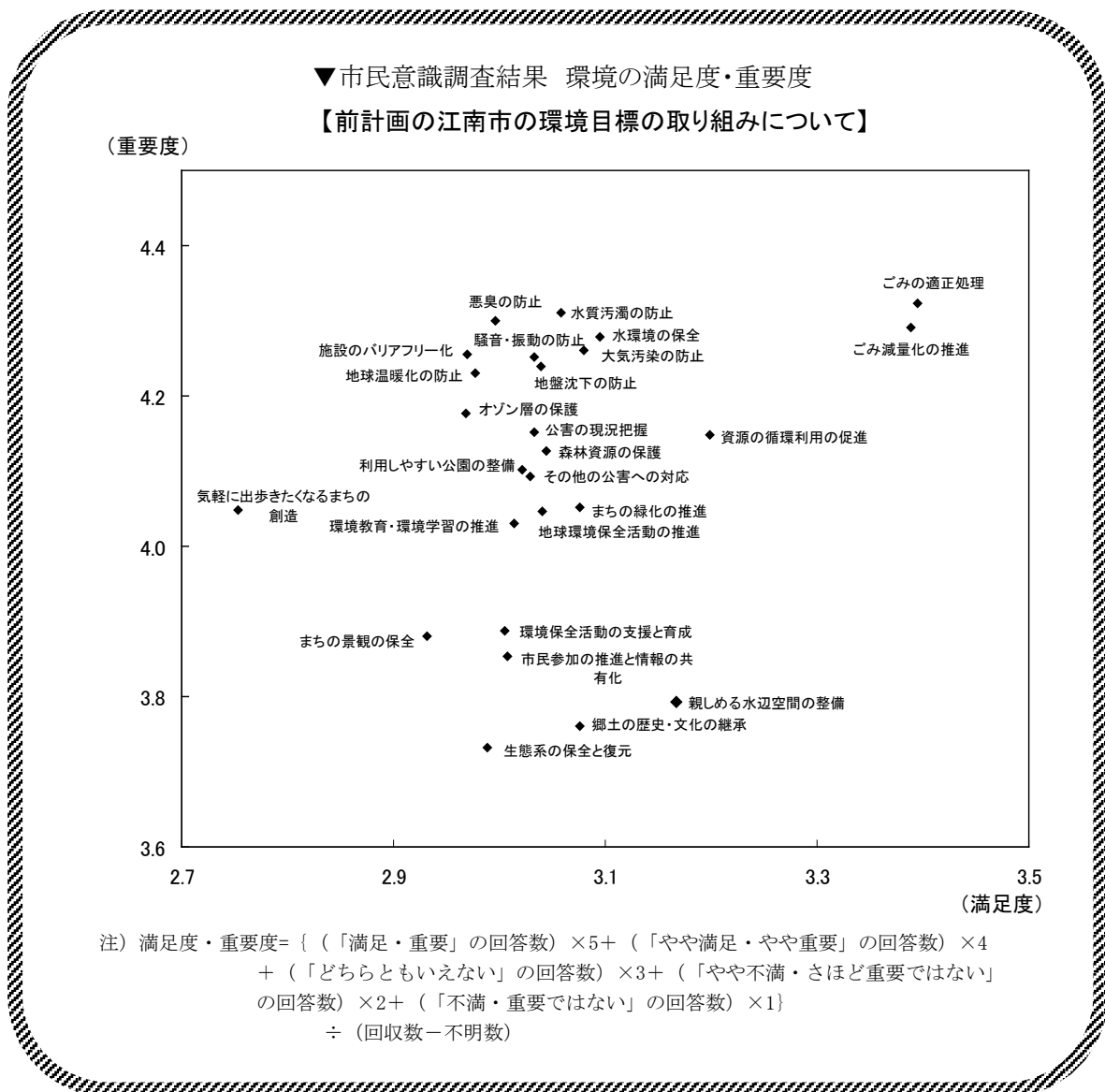
<sup>\*4</sup>生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。

<sup>\*5</sup>生物多様性条約に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るため、「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit-Sharing, ABS)」という考え方を導入したものの。

## 1.2 江南市における環境問題への評価

「江南市環境基本計画」(以下、「前計画」という。)は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境の負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民・事業者・市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成14年3月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年の指標の評価・公表を行ってきましたが、目標年度を直前に、達成が困難な指標も残っています。また、平成23年度実施した市民意識調査において、市民の環境目標に対する重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という傾向にあり、前計画の達成状況には十分満足していない様子が伺えます。



### 1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

前計画の策定時には最終処分場の逼迫などから、ごみ処理やリサイクルに注目が集まっていたが、現在では循環型社会形成推進基本法<sup>※1</sup>に基づく容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備や、ごみ減量「57運動」<sup>※2</sup>による生ごみの堆肥化や買い物袋の持参運動などの取り組みが進み、一定の効果を挙げています。また、地球温暖化対策の世界的な枠組みである京都議定書<sup>※3</sup>の第一約束期間(2008～2012年)に入り、事業者の対策強化を求めた地球温暖化対策推進法<sup>※4</sup>の改正、省エネ法<sup>※5</sup>の改正などの法整備が進みました。しかし、温室効果ガス排出量の目標達成が厳しい状況にあることは変わりません。大気質や水質では、環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあるほか、アスベスト<sup>※6</sup>などの新たな物質による健康被害や地下水の汚染の発生などが懸念されています。また、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染に対する対応も急がれます。さらに近年は景気の変動も激しく、社会情勢は策定当時から大きく変わっていることから、多様化する市民のニーズへの対応が求められます。

このような中、江南市(以下、「本市」という。)では平成23年度に実施した市民意識調査でも示されるように、ごみのポイ捨てや公害等の身近な生活環境問題への関心が高いことがわかります。また、対応が急がれる地球温暖化対策や、効果が上がりつつも引き続き対策が必要なごみ問題では、一人ひとりの行動の見直しが必要です。

以上のことから本市では、より良い環境づくりには、より一層の一人ひとりの行動の見直しが重要といえます。

前計画は平成23年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

※1循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

※2焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度から始まった運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

※3平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年度比で6%削減することを目標としている。

※4国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。

※5「エネルギーの使用の合理化に関する法律」という。内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずることなどを目的に制定された。

※6石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いわた」と呼ばれ、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。石綿は、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

## 2. 計画の役割

この計画は、江南市戦略計画の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像の実現するために、市民・事業者・市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

### (1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民・事業者・市の共通認識が得られます。

### (2) 市民・事業者・市の各主体の取り組みを示す役割

市民・事業者・市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

### (3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市戦略計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また計画推進のため、市民・事業者・市の三者の連携を定めており、各主体を構成する様々な立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

## 3. 計画の目標年度

本計画の

**開始年度は平成 24 年度とし、目標年度は 10 年後の平成 33 年度とします**

ただし、社会情勢の変化や新たな環境問題などに対応し、計画の進捗状況を踏まえて、5年後(平成 28 年度)に計画の見直しを行います。

## 4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民・事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民・事業者・市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。



## 5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

## 6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にはまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

### 1) 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの**地域環境**

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

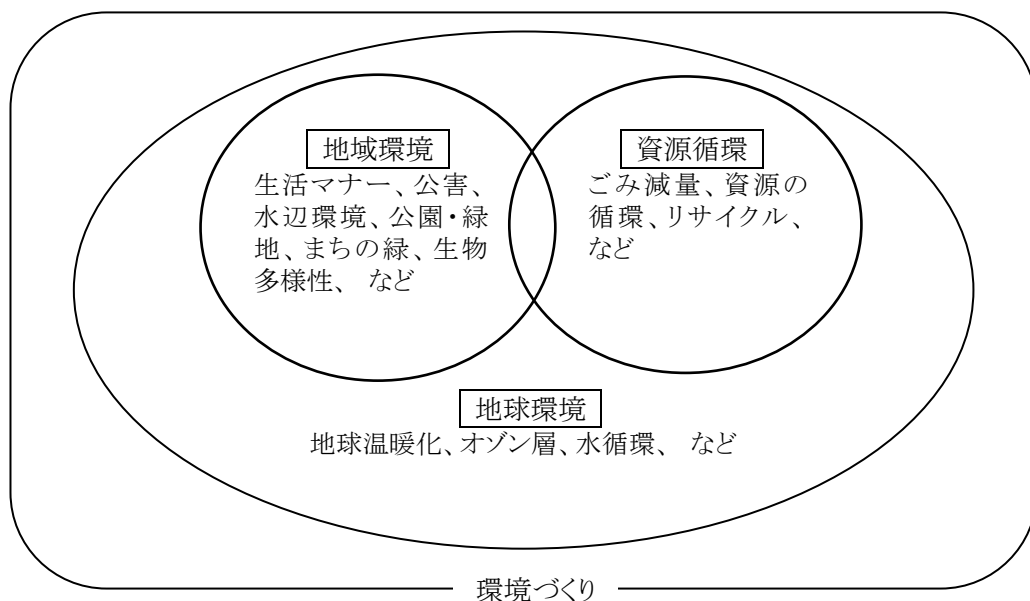
### 2) 市民の暮らしに関わる**資源循環**

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

### 3) 地球規模で影響の現れる**地球環境**

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、オゾン層破壊などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

### ▼ 江南市環境基本計画の対象とする環境



## 7. 推進主体及びその役割

私たちの行動すべてが、生活環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民・事業者・市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

## 8. 計画の構成

### 第1部 基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

### 第2部 計画のめざすもの

#### 【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、平成33年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。



#### 【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

### 第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

### 第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法

## 第2部 計画のめざすもの

### 第1章 望ましい環境像

# みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

前計画では「ひと・まち・自然にやさしさと責任をもち 先駆ける生活環境創造都市」を環境像とし、私たち一人ひとりが、ひと・まち・自然にやさしさと責任を持つことを自覚し、うるおいやゆとりのある快適なまちづくりや環境負荷の少ない生活様式・事業活動を実践することで、他に先駆けた生活環境創造都市の実現を目指しました。

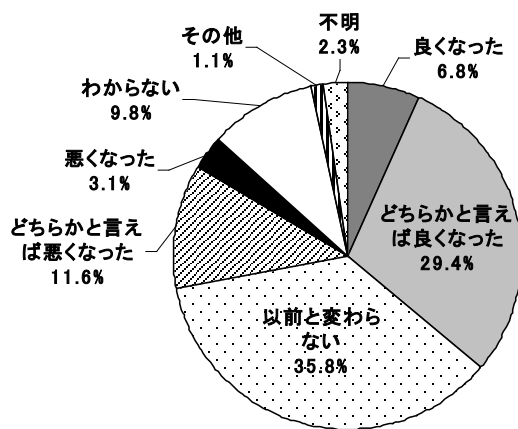
しかし、市民意識調査では、現在の市の環境を10年前に比べると、「以前と変わらない」が最も多くなっていました(35.8%)。「良くなった」、「どちらかと言えば良くなった」の合計は36.2%で、「以前と変わらない」とほぼ同じ割合です。一方、「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」とする回答を合計すると14.7%であることから、江南市の環境は悪くなっていると感じる市民の割合は少ないものの、前計画の成果が現れにくかったことが伺えます。現在の環境については、満足度が低く重要度の高いものとして、歩道や公園の整備などインフラ整備に関するものや、ごみのポイ捨てなどのマナーに関するものが多くあげられています。インフラ整備はすぐに全て着手できるものではありませんが、マナーに関しては一人ひとりの心がけですぐに効果が現れるものであるにも関わらず、満足できる状況にありません。

市民による現状の評価は満足のいく結果ではありませんでしたが、本市では大きな環境問題は発生していないことから、市民・事業者がマナーに気をつければ、快適な生活環境都市へ一歩ずつ近づいていくことができます。また、その快適な環境を持続するには、地球温暖化問題に対して一人ひとりの小さな努力の積み重ねが必要です。特に、平成23年の東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所の事故により、これまでのエネルギー消費に支えられた便利な暮らしの見直しが求められますが、それは、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないように、持続可能なしくみでなければなりません。

さらに、本計画の上位計画である江南市戦略計画(平成19年度策定)では、本市が目指すべき地域社会のしくみを、「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」と掲げ、地域みんなが力を合わせて、地域の満足度を高めていくまちづくりが進められています。

以上のことから、本計画の望ましい環境像を実現するには私たち一人ひとりの力が重要であることから、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

▼市民意識調査結果 本市の環境について（10年前との比較）



現在の市の環境を 10 年前に比べると、「以前と変わらない」という回答が最も多くなっています。

次いで「どちらかと言えば良くなった」で、「良くなった」と合わせると、「以前と変わらない」とほぼ同じ割合です。

「(どちらかと言えば)悪くなった」は「(どちらかと言えば)良くなった」と比べると、小さい割合となっています。

## 第2章 環境目標

望ましい環境像である「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」を実現するために、以下の4つの環境目標を設定しました。

- I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち
- II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち
- III ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち
- IV 青い地球を次の世代につなぐまち

### 1. 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち

地域の環境づくりには、市民・事業者・市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民意識調査によると、環境に対する行動では、「買物袋の持参」は常に実行しているとの回答が、9割を占めますが、「米のとぎ汁の再利用」や「生ごみの堆肥化」は今後も実行しないとの回答が、2割あり、取り組みには、ばらつきが見られます。しかし、環境保全は、市民一人ひとりが出来るところから取り組むべきとの意見が最も多くなっており、市民の環境保全に関わる意識が高まっていることが分かります。何かの取り組みに協力・参加するのではなく、各自の意識を高め、自主的に実行する必要があります。

そこで、計画で最も重要なこととして、人を対象とした基本目標を定め、この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.市民参加の推進と情報の共有化
- 2.環境教育と環境啓発の推進
- 3.環境保全活動の支援と育成

### 2. さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち

今日私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。市役所へ寄せられる苦情を見ると、いまや公害問題は、事業者対市民の問題ではなく、市民対市民の問題になりつつあります。小さな一つひとつの行動の積み重ねが生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、行動を見直す必要があります。一方で、水辺や緑などの都市環境の整備も快適な生活環境を守るための一つの要素となります。そこで、私たちの暮らすまちを快適に保つための基本目標を定め、この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.生活環境に対するマナーの強化
- 2.公害防止対策の推進
- 3.水辺と緑の整備
- 4.生物多様性<sup>※1</sup>の保全

### 3. ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち

ごみ問題は、各種リサイクル法が制定され、回収・リサイクルの体制が構築されたことから、以前ほど話題にされなくなっており、本市のごみの排出量は減少傾向にあります。完全に解決したわけではありません。

ごみは、依然として毎日私たちの暮らしの中から発生しており、いずれ焼却施設や最終処分場を更新する必要があります。最終処分場の確保は全国的に困難な状況にあることから、現在の最終処分場をできる限り長い期間使うことが求められます。そのためには、ごみの排出を抑制するのに加え、徹底的に資源を分別・利用し、ごみとして処理される量を減らす必要があります。一方で企業には、資源の有効利用を考慮した製品・サービスを開発・提供することが求められています。最近では、環境対策に積極的な企業を評価する動きが出てきており、この動きを支援することも必要です。

そこで、循環型社会構築のための基本目標を定め、この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

- 1.ごみ減量化の推進
- 2.資源の循環利用の促進
- 3.ごみの適正な処理

### 4. 青い地球を次の世代につなぐまち

平成24年(2012年)は、温室効果ガス排出量の削減目標を国際的に定めた京都議定書<sup>※2</sup>の目標年次の最終年度です。わが国では平成2年(1990年)以降排出量が増加していましたが、温暖化対策が進んだことや景気の低迷などにより、近年は排出量が減っています。温室効果ガス排出量の削減目標は、京都議定書に加えて平成32年(2020年)までに25%削減するという、政府の中期目標も定められました。本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、青い地球を守るため低炭素社会<sup>※3</sup>の構築を目指す必要があります。

そこで、地球温暖化を始めとする地球環境問題への対策に関する基本目標を定め、この環境目標の達成に必要なこととして次の基本的な取り組みを挙げます。

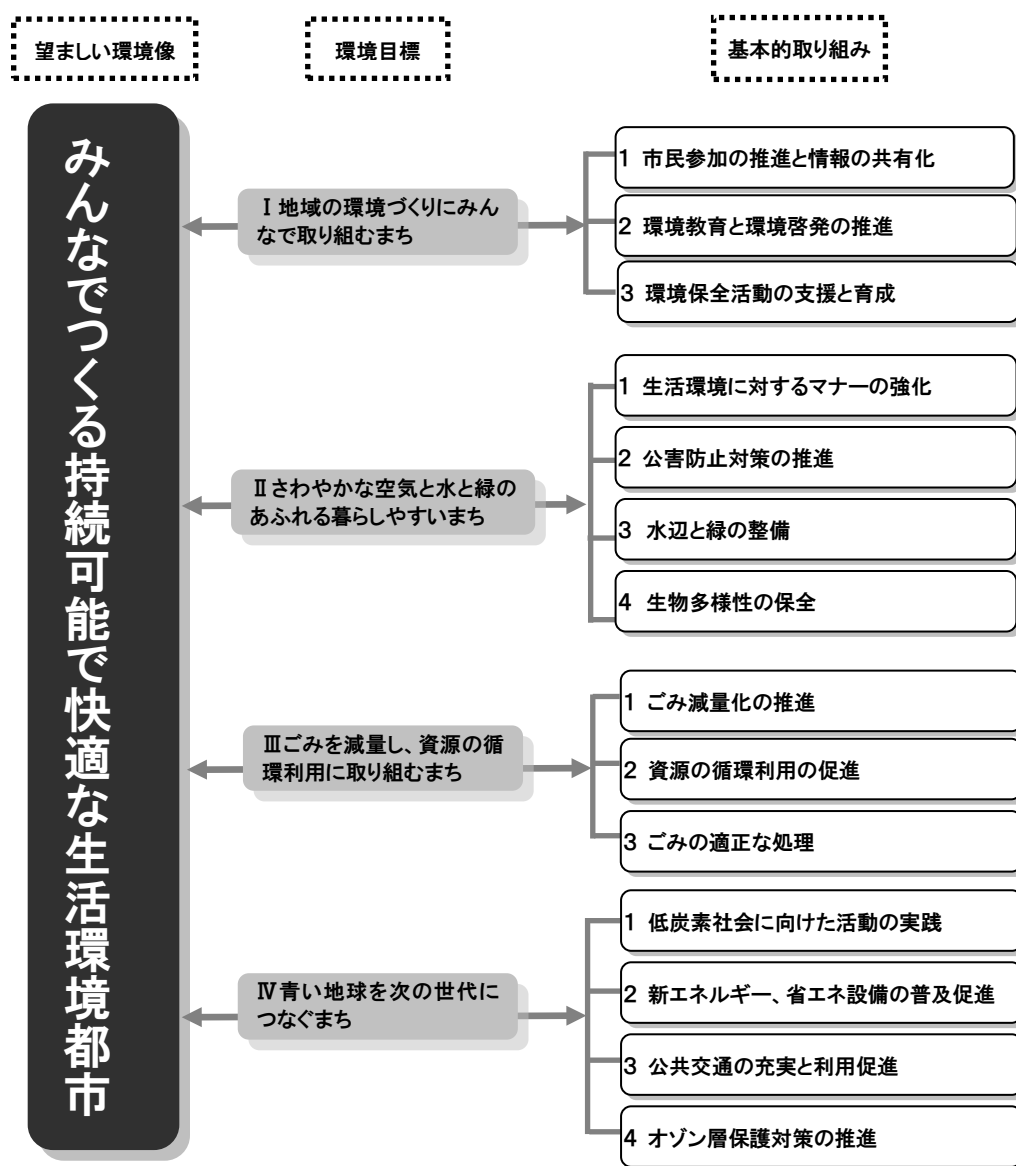
<sup>※1</sup>すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

<sup>※2</sup>平成9年(1997年)12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を1990年度比で6%削減することを目標としている。

<sup>※3</sup>地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

1. 低炭素社会<sup>※1</sup>に向けた活動の実践
2. 新エネルギー、省エネ設備の普及促進
3. 公共交通の充実と利用促進
4. オゾン層保護対策の推進

## 江南市環境基本計画の体系



<sup>※1</sup>地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

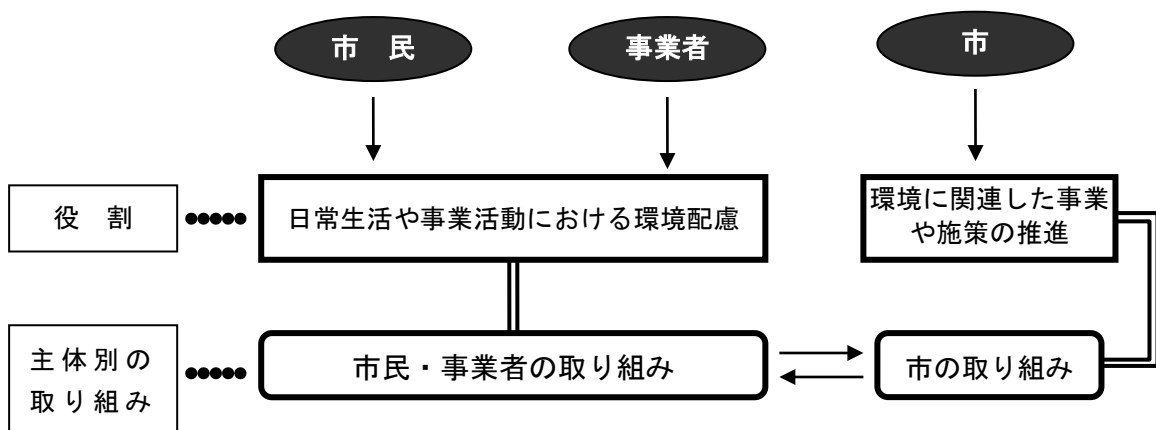




## 第3部 環境像の実現に向けて

### 第1章 主体別取り組み

環境目標の達成に向けて基本的取り組みごとに、取り組みの方針を示すとともに主体別の取り組みを示します。



### 第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

次ページ以降に、主体別の取り組みに加えて、現状と課題、進捗状況を把握しやすくするための指標、現状値 (H22) 及び5年後 (H28)、10 年後 (H33) の目標値を示します。

## 第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

### 1. 市民参加の推進と情報の共有化

#### 1.1 現状と課題

これまでの環境保全対策は、地域全体で取り組むというよりも、市が主体となって規制等によって実施することが多くみられました。しかし現在は、自動車の排出ガスによる大気汚染、化石燃料の使用による地球温暖化、生活排水による水質汚濁などのように誰もが環境問題の要因に関わる可能性があることから、多くの市民や事業者の積極的な参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。不法投棄や大量消費から生じるごみ問題や自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも、解決するためには、草の根的な活動を継続することが大切であり、市民や事業者が環境保全活動に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。

現在、市内では、区・町内会などで清掃活動が行われているほか、ごみ減量活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動がより一層、活発に行われることが期待されます。

そこで、環境保全活動が市域全体に根付き自主的に進むよう、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、自主的な活動を行う団体への支援などに努めます。

#### 1.2 目標と指標

目標：市民一人ひとりが環境保全に取り組めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
アダプト <sup>※1</sup> 団体及び会員数 （「市道、公園等」と「県道」 の重複者を含む）	市道、公園等 23 団体、329 人	市道、公園等 260 団体、3,640 人	市道、公園等 340 団体、4,760 人
	県道 12 団体、189 人	県道 130 団体、2,080 人	県道 170 団体、2,720 人
環境保全関係のNPO、ボランティア団体数	16 団体	18 団体	20 団体
環境フェスタの来場者数	12,000 人 10/29、30 開催	13,000 人	14,000 人
川と海のクリーン大作戦の参加者数	11 月 1 日開催 1,592 人参加 (H21)	2,000 人以上	2,000 人以上

#### 1.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します
- 自然観察会、自然保護運動などの環境に関するイベントへ参加します

<sup>※1</sup>アダプトとは、公園や道路などの公共施設を「里子」と見立て、それらを利用する市民が「里親」となり「里子」（公園や道路）などの世話（清掃や植生管理）を行うこと。

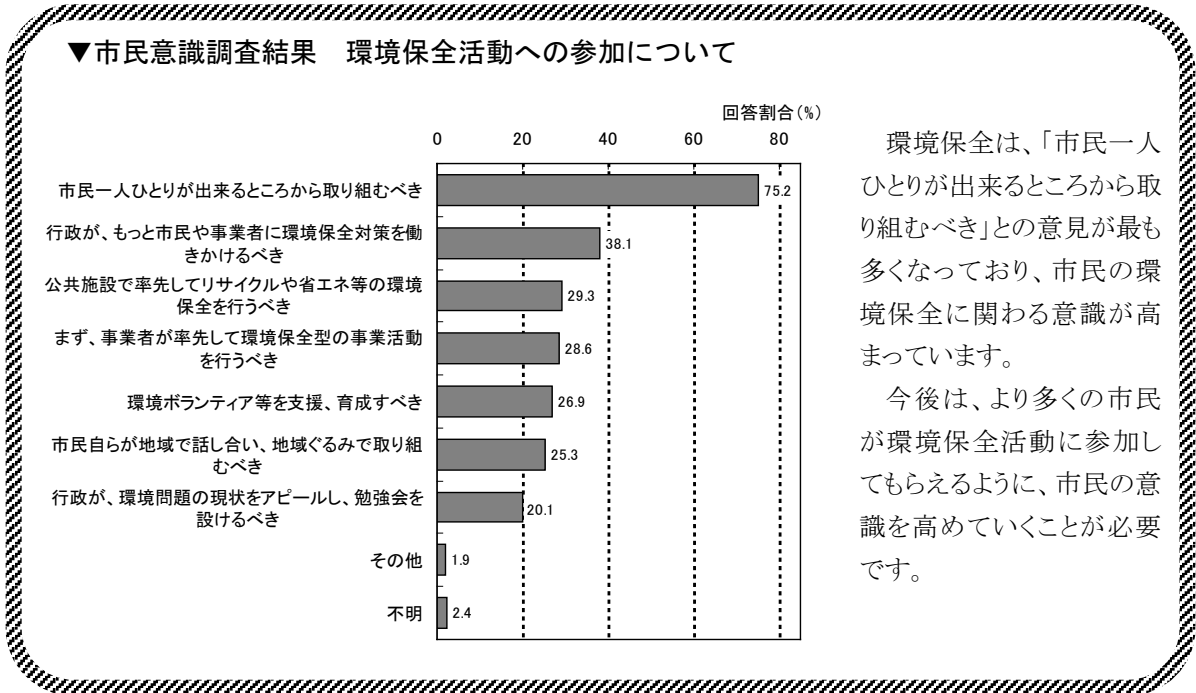
- 地球環境に関するシンポジウムやイベントに積極的に参加します
- 「市長への手紙」を利用して、意見・要望などを伝えます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用して、環境の現状把握に努めます
- アスベスト、ダイオキシン類などの有害物質に関する正しい知識の収集に努めます
- 地球環境の保全に関する情報の収集に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

**事業者の取り組み**

- 広報、市ホームページなどを通じて事業・計画の情報の収集に努めます
- 各種事業・計画策定に関わる会議などに参加します
- 自主的に環境測定・調査を行い、結果の公表に努めます
- 広報や環境に関する資料(公害に関する資料)などを活用して、環境の現状把握に努めます
- 河川の清掃活動などを行います

**市の取り組み**

- 各種事業・計画に関する情報を早期に公開します
- 各種事業・計画策定における市民参加のシステムを形成します
- 区・町内会との連携及び協力体制を推進します
- 環境に関わる市民・事業者との連携体制を確立します
- 「市長への手紙」などを充実します
- 環境に関する情報を公開します
- 環境問題に関する情報の収集、提供及び啓発に努めます
- 市内環境情報の把握に努めます



## 2. 環境教育と環境啓発の推進

### 2.1 現状と課題

環境問題に市全体で取り組んでいくためには、市民一人ひとりが環境についての興味や知識を持つことが大切です。

現在、広報や市のホームページなどで情報提供、啓発を行っていますが、本計画の推進にあたっては、より積極的に環境教育・環境学習を進める必要があります。また、市内で環境問題に関して活躍している方々を講師として迎え、学校や講座などを通じて環境教育に協力していただいています。特に、将来を担う子供たちへの環境学習は、保育園から中学校まで幅広い年齢層にわたっており、充実したものとなっています。しかし、環境教育・情報に関しては、市民の満足度はやや低く、一般的な情報のほかにも、市の取り組みの現状などを誰にでも分かりやすく提供する必要があります。

そこで、環境に関する情報提供のより一層の充実、市民が気軽に学ぶことのできる機会や場所の提供などを行うことにより、環境意識の高揚に努めます。また情報提供する際には、環境保全活動を行う団体との協力を努めます。

### 2.2 目標と指標

目標：市民がお互いに学び合う体制をつくります

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
環境学習会の開催	2回 40人	3回 75人	5回 125人
こどもエコクラブ登録数及び会員数	3団体 58人	10団体 200人	15団体 300人
ごみ処理施設等への見学会の開催回数及び参加者数	25回 1,674人	30回 1,800人	35回 2,000人
環境カウンセラー <sup>※1</sup> による環境学習教室の開催回数 (小学校はストップ温暖化教室)	保育園 8回 小学校 4回	保育園 10回 小学校 6回	保育園 12回 小学校 8回
江南駅前の花壇への植栽参加児童数	古知野南小学校 4年生全クラス (4クラス 153人)	古知野南小学校 4年生全クラス	古知野南小学校 4年生全クラス
環境ポスター、リサイクル作品、ごみに関する作文の応募件数	2,032件	2,200件	2,400件

### 2.3 取り組み

<sup>※1</sup>環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民やNGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など(=環境カウンセリング)を行う人材として、登録されている方々のこと。

#### 市民の取り組み

- 環境に関する講座やイベントに積極的に参加します
- 環境問題について情報を収集し、関心を高めます
- 地域や学校における環境美化活動に参加・協力します
- 各種講座の講師として協力します
- 人材登録制度を活用し、自主学習を進めます
- 広報、インターネットなどを通じて環境に関する情報の収集に努めます

#### 事業者の取り組み

- 環境保全に関する部署や担当者を選任し、社内の環境対策を進めます
- 環境に関する講座やイベントに従業員を積極的に参加させます
- 学習内容に対する意見・要望などを提出します
- 環境関連施設の見学会を実施します

#### 市の取り組み

- 生涯学習基本計画に基づいた生涯学習機会を拡充します
- 学外講師を活用します
- 環境をテーマとした絵画などの作品展やコンクールを開催します
- こどもエコクラブへの参加の促進に努めます
- 地域住民に対する学校における環境教育の情報提供に努めます
- 学校、家庭、地域の連携による環境保全活動を推進します
- 小中学生を対象とした環境学習会を開催します
- 職員の環境に対する自己啓発を含めた研修、講座を受講します

### 3. 環境保全活動の支援と育成

#### 3.1 現状と課題

環境保全活動には、一人ひとりの日常的な行動も大切ですが、団体等で行うことで一層の効果が得られる場合があります。本市でも清掃活動やごみ減量に関するNPOやボランティア団体を中心に、様々な団体が地域環境を良くするために活動しています。市民・事業者と協力して開催している環境フェスタ江南で、その活動を紹介していますが、日常的な行動には意識が高いものの、団体等の活動にはなかなか参加できていない現状があります。また事業者には、企業の社会的責任(CSR)の一つとして、地域社会に貢献することが求められています。そのような中、平成20年度から各種団体の情報交流の場として「市民・協働ステーション」が整備され、これからの活用が大いに期待されます。

そこで、引き続き本市では現状の団体の活動を支援するとともに新たな団体の育成を推進し、市民・事業者の情報交換と活動の支援に努めます。

#### 3.2 目標と指標

目標：市民・事業者の環境活動を活発にします

指標名	現状(H22)	目標値(H28)	目標値(H33)
ボランティア分別指導員養成講座の実施	2回 14人参加	2回 50人参加	2回 50人参加
江南おもちゃ病院「スマイル」 ※1で修理したおもちゃの数	153個	180個	200個
江南市環境審議会の開催回数	1回 11/8開催	3回	3回

#### 3.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 学校の環境教育活動に協力します
- NPOやボランティア団体などの各種環境団体間の交流を深めます
- 環境保全活動の機会を積極的に利用します
- 環境保全活動の情報を収集し、広く公開します

##### 事業者の取り組み

- 講習会などに積極的に参加し、身につけた知識や活動手法を環境保全活動に活用します
- 地域内の事業者との交流や協力を深めます

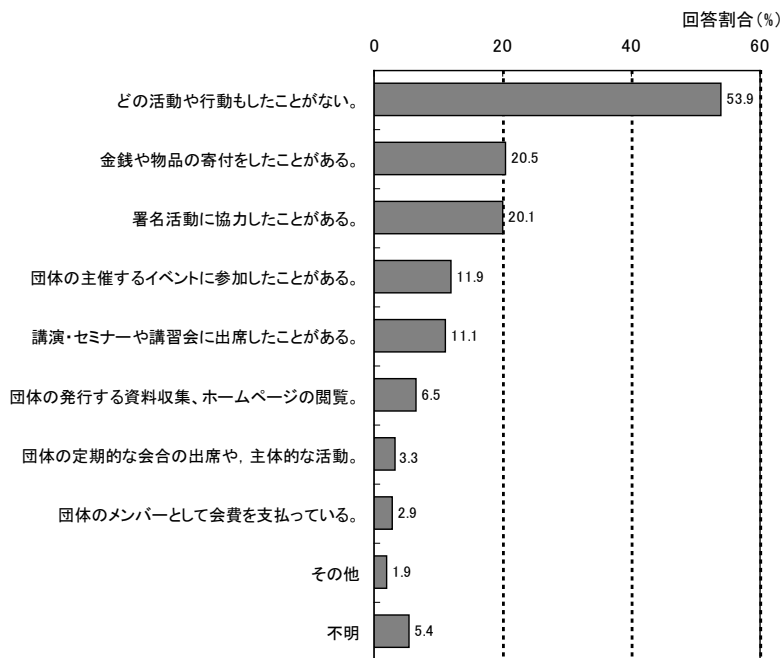
※1壊れたおもちゃを修理して使ってもらうことにより、子供たちに「ものを大切にする心」「思いやりのある心」を教えるとともに、環境にやさしいリユース活動に貢献することを目的に設立した団体。

- 異業種間の交流や協力を活用し、環境保全活動を進めます
- 国内外の環境保護団体の活動に協力します
- 地球環境に配慮した事業活動を行います
- 事業所自身が必要としている環境保全上の情報を、積極的に公表し、情報を収集しやすくします
- 従業員の環境社会検定試験(eco検定<sup>※1</sup>)受験を進めます

### 市の取り組み

- 地域の環境保全活動に取り組んでいる人を学外講師へ積極的に登用します
- 環境問題に取り組む人材を育成します
- 保育園・学校の環境保全活動への協力の要請及び活動の場を提供します
- 環境保全に取り組む事業所や市民団体の活動を、広報やホームページなどで紹介します
- 自動車エコ事業所認定制度<sup>※2</sup>を周知します
- 開発などにあたって配慮すべき環境情報の提供及び環境への配慮事項を指導します
- 各種団体の情報交流・活動発表の場を提供します
- 環境保全活動に関する情報提供及び環境保全活動の普及・啓発を推進します

#### ▼環境保全活動への参加について



環境保全活動には、「どの活動や行動もしたことがない」という回答が最も多くなっています。

今後は、市民が気軽に環境保全活動に参加できるようなしくみをつくり、啓発していく必要があります。

<sup>※1</sup>2006年から始まった東京商工会議所が主催する検定試験で、正式名称を「環境社会検定試験」という。幅広い知識をもって社会で率先して環境問題に取り組む“人づくり”と、環境と経済を両立させた「持続可能な社会」の促進を目指している。

<sup>※2</sup>エコカーの導入や電気自動車用の充電設備の一般への開放など、自動車環境の改善に大きく貢献する取り組みを積極的に実践している事業所を「自動車エコ事業所」として認定し、認定した事業所には、認定証や表示板を交付するほか、愛知県のウェブページに掲載し、環境に配慮した事業所として紹介する制度。

## 第2節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を 目指して

### 1. 生活環境に対するマナーの強化

#### 1.1 現状と課題

本市では、大きな公害問題はありませんが、屋外燃焼行為(いわゆる野焼き)による煙や悪臭の他、雑草除去などの空き地の管理や、ペットのふん、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁や悪臭、放置自転車や違法駐車など、都市・生活型公害に関する苦情が数多く寄せられています。また、地域や市民団体による清掃活動が続けられているにもかかわらず、ごみのポイ捨てに対する不満は高くなっています。

これらの問題は、生活に密接し、発生源が分散していることから、根本的な対策が難しいものです。煙草の吸殻のポイ捨て対策として路上喫煙を禁止する条例を導入する自治体もありますが、私たち一人ひとりのマナーの向上により解決できる問題でもあります。

そこで、都市・生活型公害に関する一人ひとりの意識啓発、法規制に関する指導などにより、公害のない暮らしやすいまちづくりを進めます。

#### 1.2 目標と指標

目標：生活環境に関する苦情の件数を減らします

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
公害苦情件数	489 件 うち野焼き 212 件 うち雑草除去 132 件	220 件 うち野焼き 110 件 うち雑草除去 60 件	200 件 うち野焼き 100 件 うち雑草除去 60 件
広報による啓発回数	5 回	7 回	9 回
区・町内会への回覧の依頼件数	延べ 30 地区、36 回 うち野焼き 31 件 ペットのふん害 33 件	延べ 35 地区、40 回 うち野焼き 35 件 ペットのふん害 35 件	延べ 40 地区、45 回 うち野焼き 40 件 ペットのふん害 35 件
市ホームページによる都市・生活型公害対策の啓発件数	0 件	5 件	10 件

#### 1.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- 他人がごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみのポイ捨てやペットのふんの放置をしません
- 近隣の迷惑になる野焼きをしません
- ピアノ、音響機器の音、ペットの鳴き声など近隣に迷惑な騒音を出しません
- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います



- 農地や遊休地の除草に努めます
- 遊休地などは不法投棄の場とならないよう維持管理します
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます

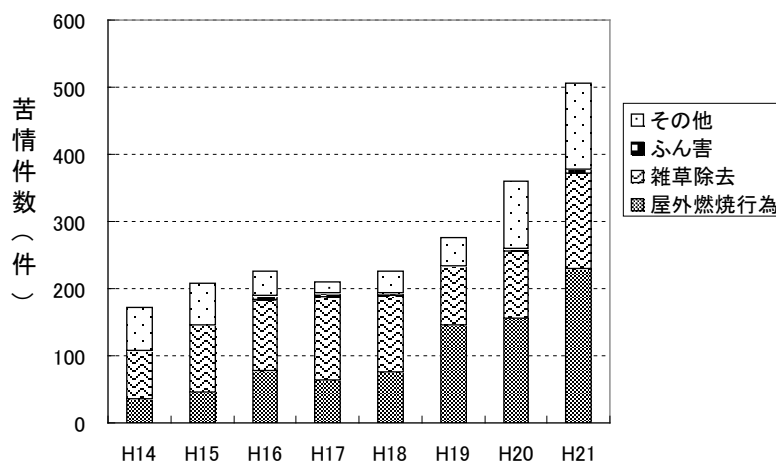
### 事業者の取り組み

- 「クリーン運動」に参加するなど地域の清掃活動に積極的に協力します
- 不法投棄はしません
- 法律の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却はしません
- 河川や身近な水路、側溝などの清掃活動を行います
- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自動車を適正に維持管理し、騒音を発生させないように努めます
- 電波障害の防止のため、建築物の建設の際には指導要綱などを遵守します

### 市の取り組み

- 近隣の迷惑になる野焼きの防止を強化します
- 空き地の雑草除去など適切な管理を啓発するとともに、火災予防に努めます
- ふん害の防止を強化します
- 生活騒音防止を強化します
- 生活雑排水改善対策を強化します
- 不法投棄の防止を強化します
- 自転車・自動車利用に関するマナー向上を啓発します
- 中高層建築物による電波障害に関して建築主へ指導します
- 広報、市ホームページを通じ、生活環境対策を啓発します
- 「クリーン運動」を推進します
- 河川・海岸愛護運動を推進します

### ▼生活環境に関する苦情件数の推移



生活環境に関する苦情は、年々増加しており、近年は屋外燃焼行為による苦情が目立ちます。

屋外燃焼行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」及び「江南市屋外燃焼行為の防止に関する条例」で一部の例外を除いて禁止されていますが、依然として苦情が多く寄せられています。

▼ 屋外燃焼行為に関する規制

○「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号)

第 66 条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いなくて燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成 15 年 8 月 22 日規則第 87 号)

(条例第 66 条ただし書の規則で定める場合)

第 76 条 条例第六十六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして物の燃焼がなされる場合
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なものとして物の燃焼がなされる場合
- 六 学校教育又は社会教育活動に必要なものとして物の燃焼がなされる場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が特にやむを得ないものと認める場合



## 2. 公害防止対策の推進

### 2.1 現状と課題

本市では、住宅と工場等が近接していることから、施設の稼働による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの問題には注意が必要です。事業所では、水質汚濁物質の排出削減の取り組みが進んでいますが、大気汚染では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は改善されているものの、光化学オキシダント<sup>※1</sup>は依然として環境基準を達成しておらず、河川水質はBOD<sup>※2</sup>が環境基準(行政目標を含む。)を達成していない地点があるなど、公害問題は解決していません。近年ではダイオキシン類やアスベスト、土壤汚染、さらには放射性物質など、これまで知られていなかった新たな問題も次々と発生しています。特に、福島第一原子力発電所の事故後に顕在化した放射性物質の問題には、市としても国の動向を注視しつつ、放射能に関する情報を収集し、市民の安心、安全を確保しなくてはなりません。

そこで、引き続き環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行うとともに、有害化学物質に対する情報の提供など、新たに発生する問題へ柔軟に対応します。

### 2.2 目標と指標

目標：環境基準を達成し、公害を防止します

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	二酸化窒素、浮遊粒子状物質が環境基準に適合している	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのすべてが環境基準に適合している
水質に係る環境基準 <sup>※3</sup> の達成を目指す	水質調査の測定地点14地点中5地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中7地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中9地点でBODが環境基準に適合している
浄化槽全体に占める合併処理浄化槽の割合及び基数	32.2% 全浄化槽基数 17,368 基 合併処理浄化槽 5,590 基	39.2% 全浄化槽基数 18,688 基 合併処理浄化槽 7,325 基	45.3% 全浄化槽基数 20,008 基 合併処理浄化槽 9,060 基
下水道普及率	21.6%	25.6%	34.2%

### 2.3 取り組み

#### 市民の取り組み

- 周辺環境の監視に努めます
- 公共下水道の整備後は速やかに接続します

<sup>※1</sup>光化学オキシダントとは、窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

<sup>※2</sup> BODとは Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表わします。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

<sup>※3</sup>水質調査地点の内、環境基準が設定されているのは3地点で、その他の地点は行政目標として設定している。

- 流し台に水切りネットやストレーナーを設置します
- 廃食用油は流さずに市の収集指定日に出します
- 洗剤やシャンプーなどは適正に使用します
- 側溝の清掃に努めます
- 浄化槽設置整備事業補助金制度<sup>\*1</sup>を活用し、合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます
- 農薬をなるべく使わないようにします

### 事業者の取り組み

- 事業所において公害発生のないよう、排水や排出ガスなどを適正に管理します
- 公害防除施設整備資金利子補給補助金交付制度<sup>\*2</sup>を積極的に活用し、公害防止用機器の導入に努めます
- 深夜営業による騒音を防止します
- 環境に配慮した車両・重機や、低騒音型・低振動型機器を導入し、公害を防止します
- 工場などの周りに樹木を植え、騒音の軽減を図ります
- 地下水の汚染を防止します
- 農薬をなるべく使わないようにします
- 建材や施工材料などから発散する化学物質による環境汚染を防止します
- 有害化学物質についてはPRTR法<sup>\*3</sup>による管理を徹底し汚染を防止します
- 自らの事業所が発生させる負荷について、自主的な環境測定を行います
- 公共下水道の整備後は速やかに接続します
- 合併処理浄化槽への移行及び適正な維持管理に努めます
- 浄化枘(グリストラップ)の定期的な清掃に努めます
- 事業所周辺の側溝の清掃に努めます
- 有害化学物質の使用に際しては、最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進めます

### 市の取り組み

- 事業所との環境保全に関する協定締結による公害の抑制に努めます
- 事業者へ公害防止対策を指導します
- PRTR法の周知と指導を徹底します
- 環境の調査・監視を行います
- 有害化学物質などによる土壌汚染区域の情報を提供します
- 有害化学物質に対する正しい理解と利用に関する情報の収集及び提供に努めます

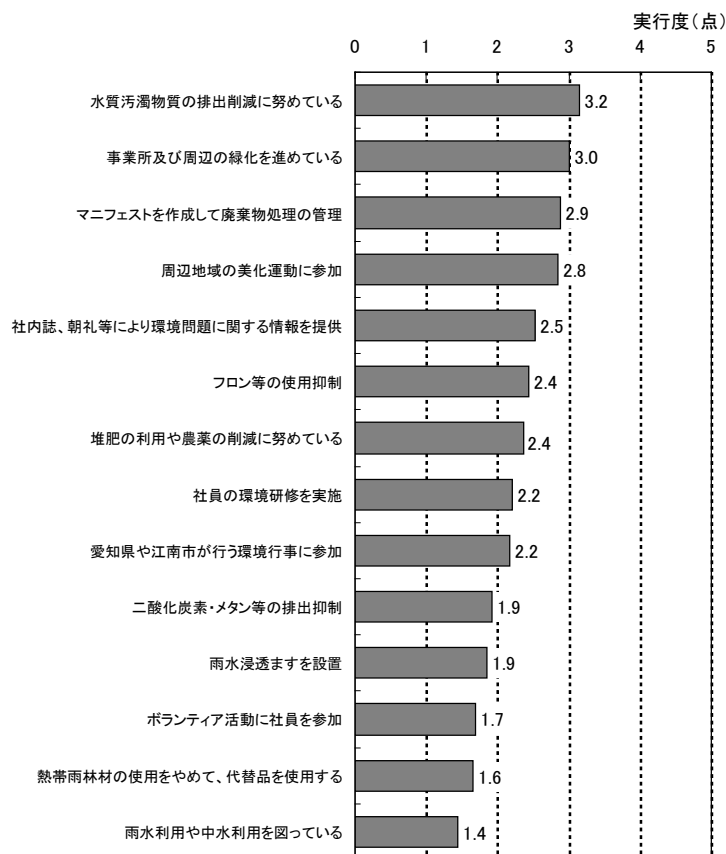
<sup>\*1</sup>市では処理対象人員 10 人以下の合併処理浄化槽を設置する人に、浄化槽の規模と要件に応じて補助金を交付している(下水道法に基づく公共下水道認可区域を除く地域及び市長が指定した区域を除く地域に限る)。

<sup>\*2</sup>市では、事業所の公害防除施設の設置または改善に必要な資金として本市の設置する商工業振興資金の融資を受けて公害防除施設の整備を行うものに、金融機関に支払う利子を当該年度の予算の範囲内で補助している。

<sup>\*3</sup>正式名称を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」といい、工場、事業所が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表することを定めたもの。

- 法令の改正などに伴う新たな基準・測定項目へ速やかに対応します
- 公共下水道の整備の推進及び速やかな接続の促進に努めます
- 合併処理浄化槽設置の促進と支援及び浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します
- 周辺自治体で構成する協議会を通じた連携を強化します

▼事業者意識調査結果 環境保全で現在行っていることについて



事業者が行っているのは、水質汚濁物質の排出削減、事務所周辺の緑化・美化、廃棄物の管理などが中心で、ボランティア活動などへの参加は実行度が低くなっています。



### 3. 水辺と緑の整備

#### 3.1 現状と課題

都市における公園や緑地は、市民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点として、注目されています。また、夏季の気温上昇を緩和して地球温暖化防止に役立つことも期待されています。花いっぱい運動や緑化コンクール<sup>\*1</sup>への参加も活発であり、引きつづき、この運動を進めていく必要があります。

古くから開発が進んでいた本市は、森林は河川沿いに河畔林が残る程度で、市民1人当たりの都市公園面積も愛知県・国の平均ともに大きく下回っており、その分布も北部に偏っていますが、新しい公園の整備は困難な状況にあります。そのため、公園については市民の満足度も低く、憩いの場の整備やアクセスの向上が求められています。また、都市環境において、農地は貴重な緑地であるため、保全する必要があります。

そこで、市民と協力して緑化運動を進めながら、水辺や緑の整備を進めます。

#### 3.2 目標と指標

目標：公園に対する満足度を高めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
1人当たりの都市公園面積	3.65 m <sup>2</sup>	6.50 m <sup>2</sup>	7.00 m <sup>2</sup>
都市計画区域面積に対する緑地の割合	22.5% 緑地面積 680ha	27.0% 815ha	27.0% 815ha
江南花卉園芸公園（フラワーパーク江南）の供用開始面積	11.3ha	21.7ha	38.9ha
尾北自然歩道の改修延長	0.0km	2.2km	2.2km
宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長	0.0km	1.5km	4.0km

#### 3.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 花いっぱい運動などの緑化運動に積極的に参加します
- 緑化に関する学習会などへ参加します
- 街路樹や花壇などの維持管理に協力します
- 生産緑地地区を適正に維持管理します
- 区・町内会などを通じて公園の維持管理に協力します
- ベランダ、屋上、壁面の緑化や、生垣や花壇などの設置に努めます
- 生垣設置奨励補助金交付制度を活用するなどして、生垣を設置します

<sup>\*1</sup>市では、見る人の心に潤いや安らぎ、明るさを与えてくれる色とりどりの花を市内に広めるため、「春の花いっぱいコンクール」を平成14年度より実施しております。また、平成18年度からは「藤の花コンクール」、「秋の花いっぱいコンクール」を行っている。



- 農地は適切な維持管理に努め遊休農地化を防ぎます
- 緑化に関する制度を積極的に活用します
- コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

#### 事業者の取り組み

- 街路樹の維持管理に協力します
- 区・町内会などによる公園の維持管理に協力します
- 敷地内に生垣や花壇などを設置します
- 開発事業などの際には、緑化を推進します
- コンクール、イベントへ積極的に参加し、緑化運動を進めます

#### 市の取り組み

- 花いっぱい運動を展開します
- 緑化に関する学習会などを開催します
- 街路樹の整備を推進します
- 公園施設の整備・充実に努めます
- 公共交通機関を充実させ、公園へのアクセスの向上に努めます
- 公園の清掃など、市民との協働による維持管理を推進します
- 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置の促進に努めます
- 緑化協定<sup>※1</sup>を継続します
- 水と緑に関するイベントを開催します

---

<sup>※1</sup>快適な工場等環境を創出し、地域の生活環境の保全向上に努めるために締結した協定で、和田工業団地の敷地面積に対する緑地面積を20%以上に定めたもの。

### ▼緑地の現況量

市内の緑地は下記のとおりで、都市公園の面積は、市民一人当たりになると県平均を下回っています。

単位:ha

区 分		市街化区域 (1)	市街化調整区域 (2)	都市計画区域 (3)=(1)+(2)	
施設 緑地	都市公園	4.50	30.80	35.30	
	公共施設緑地	15.28	19.32	34.60	
	民間施設緑地	14.05	15.04	29.09	
施設緑地 計		33.83	65.16	98.99	
地域 制緑地 など	法に よるもの	生産緑地地区	15.40	-	15.40
		農用地区域	-	559.00	559.00
		河川区域	1.35	184.34	185.69
	条例に よるもの	保全地区	2.10	11.76	13.86
	地域制緑地の重複		-	▲1.14	▲1.14
地域制緑地 計		18.85	753.96	772.81	
施設緑地・地域制緑地の重複		▲1.89	▲17.50	▲19.39	
緑地現況量 総計		50.79	801.62	852.41	

資料:まちづくり課・産業振興課・教育課(江南市緑の基本計画 平成23年3月)



## 4. 生物多様性の保全

### 4.1 現状と課題

本市は古くから発展してきたため、まとまった山林はなく、社寺林や河畔林を含めた水辺や農地は市内に残る貴重な自然環境となっています。生き物に配慮した水辺環境の整備は進んでおり、水辺の鳥類調査は実施していますが、その他の生物については実態が把握できていません。本市の都市環境で成立している生態系は、身近な生物の多様性を知る上で重要であることから、実態を把握するとともに保全する必要があります。COP10 で採択された新戦略計画・愛知目標では、「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性<sup>※1</sup>の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」ことをうたっており、本市においても目標の達成に貢献する必要があります。

また、舗装面の多い都市環境において、農地を含めた緑地は雨水が浸透する場としても重要な役割があります。雨水の浸透・蒸散という健全な循環を守ることで、多様な生物の生息環境を維持することが期待できます。

そこで、既存の自然保護団体の協力を得て、実態把握に努めるとともに、自然に配慮した護岸などの整備を進めます。

### 4.2 目標と指標

目標：生物の生育・生息の実態を把握し保全します

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
すいとぴあ江南で開催するバードウォッチング教室で確認された野鳥の種類	40 種類	40 種類	40 種類
水生生物調査によって確認された水生生物の種類	14 種類 (現状値は H23)	14 種類	14 種類
市民菜園の区画数	981 区画	1,100 区画	1,200 区画
雨水貯留浸透施設の設置数及び容量	設置数：11 個所 容量：24,750 m <sup>3</sup>	設置数：14 個所 容量：33,750 m <sup>3</sup>	設置数：19 個所 容量：48,750 m <sup>3</sup>

### 4.3 取り組み

#### 市民の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 市のイベントを利用するなどして、水辺の自然とふれあう機会をつくります
- 保全地区・保存樹木制度などの制度を活用します
- 地元産の農作物を食材として利用します
- 遊休農地の活用法について提案します
- 市民菜園を利用します

<sup>※1</sup> すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。

- 自然環境復元事業への理解に努めます
- 補助制度を活用して、雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置します
- 敷地の舗装を最小限にし、透水面を確保します

#### 事業者の取り組み

- 地域の生態系の保全などの活動に取り組みます
- 水辺に関する市民活動へ積極的に参加するなどして、水辺の自然とふれあう機会をつくり  
ます
- 地元産の農作物を利用・販売します
- 雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置します
- 透水性舗装の導入や、敷地の舗装を最小限にするなどして、透水面を確保します
- 雨水を有効に利用します
- 作業工程内で水の循環利用を図ります
- 中水<sup>\*1</sup>の導入を図ります

#### 市の取り組み

- 市民参加による自然環境の実態を把握する体制を整備します
- 木曾川の水辺の自然とふれあえる場の整備及び機会を創出します
- 河川のあるべき姿の検討及び護岸整備への反映に努めます
- 緑地・農地などを保全します
- 地産地消を啓発します
- 公共施設へビオトープ<sup>\*2</sup>を導入します
- 水循環の保全に対して意識啓発を行います
- 雨水貯留浸透施設の導入を推進します
- 公共下水道の整備により不要となった浄化槽を雨水貯留施設へ転用するよう啓発します

---

<sup>\*1</sup>水洗トイレ、冷却、冷房、散水などの用途向けに雑排水や工業用水の処理水などを利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

<sup>\*2</sup>ビオトープとは、その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を呼ぶ。

## 第3節 「ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

### 1. ごみ減量化の推進

#### 1.1 現状と課題

本市ではごみ減量「57運動<sup>※1</sup>」を実施しており、その結果、市民一人一日当たりのごみ排出量は減少しており、市全体のごみ処理量も減少しています。買物袋の持参については実行する市民は多いものの、生ごみの堆肥化や製品の購入に対する配慮についての実行度は、買物袋の持参に比べて高くありません。一方、事業者ではごみ減量とリサイクルの推進に対して協力する意向が高いことから、市民・事業者と協力して全体の実行度を上げる必要があります。

また、江南丹羽環境管理組合(環境美化センター)の焼却施設が老朽化しているため、広域による新ごみ施設建設の実現に向けて、関係団体と協議を進めるとともに、現在の環境美化センターが延命使用できるよう、ごみの減量に努めなければなりません。

そこで、引き続き、市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発などにより、ごみの発生・排出抑制に努めます。

#### 1.2 目標と指標

目標：4R<sup>※2</sup>を合言葉に市民一人一日当たりのごみ排出量を削減します

指標名	現状(H22)	目標値(H28)	目標値(H33)
ごみ排出量 (可燃ごみ+粗大ごみ+埋立ごみ+資源ごみ+特別ごみ)	家庭系ごみ 402g/人・日	家庭系ごみ 394g/人・日	家庭系ごみ 394g/人・日
	事業系可燃ごみ 8.1t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所	事業系可燃ごみ 7.4t/年・事業所
家庭用生ごみ処理機器 設置費補助基数の累計	2,898基	3,100基	3,300基
地区、団体等とのごみ減 量懇談会の実施	8回 274人	10回 300人	10回 300人

#### 1.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- ごみ減量「57運動<sup>※1</sup>」を実践します
- 過剰な包装を辞退します
- 買い物袋を必ず持参します
- 故障した製品は修理して使います
- リサイクルしやすい商品を購入します
- 繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品を購入します

<sup>※1</sup>焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

<sup>※2</sup>「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ(Refuse=ごみの回避)」「リデュース(Reduce=ごみの減量)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再生利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

- 寿命の長い製品を選択して購入します
- 使わずにごみとなるような商品を衝動買いしません
- ごみ減量化に関するアイデアや情報を発信します
- ごみの減量化について家庭で話題にします
- ものを大切にすることを心がけます

#### 事業者の取り組み

- 包装の簡素化に対し消費者の理解を求めます
- 買い物袋の持参を推奨します
- ごみ減量運動など、従業員への教育を徹底します
- 事業所内で使用する製品については、繰り返し使用可能な容器や詰め替え式商品へ転換します
- 寿命の長い製品、ごみになりにくい製品を製造・販売します
- 製品の修理体制を整備します
- 有害廃棄物などの発生を抑制するため、製品の設計、製造段階で配慮します
- 事業工程から発生するごみを削減します
- ごみ減量化計画を作成し、ごみを減量します

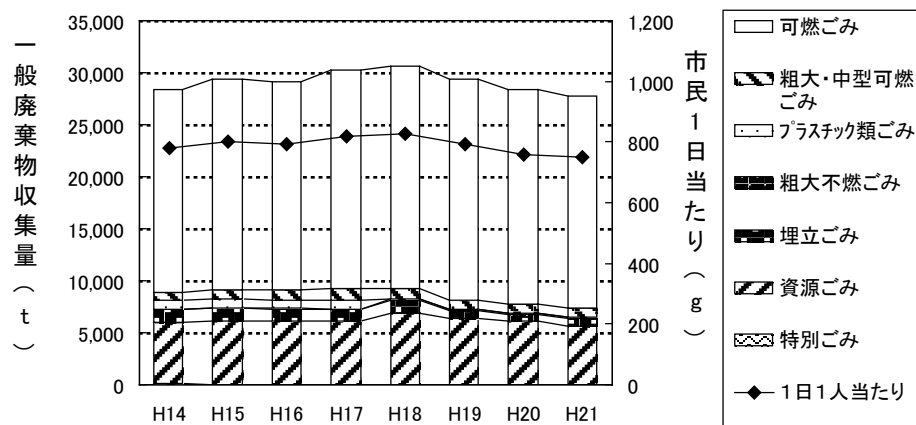
#### 市の取り組み

- ごみ減量「<sup>こうなん</sup>57運動」<sup>\*1</sup>を継続します
- 買い物袋持参運動を推進します
- 包装用紙・レジ袋などの削減運動に対する小売店への指導を強化します
- ごみ処理施設などへの見学会を拡充します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 「廃棄物減量等推進協議会」による市民・事業者・市の連携を強化します
- ごみ減量化に関する情報を公開・啓発します
- 新ごみ処理施設建設に向け、関係団体と協議を進めます
- 使用済みはがきの回収をします

<sup>\*1</sup>焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度から始まった運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

### ▼一般廃棄物収集量の推移

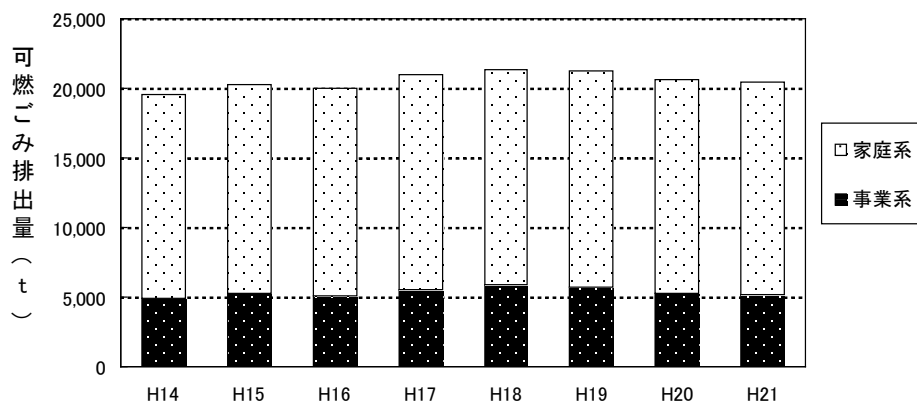
一人一日当たりのごみ発生量は、減少傾向が続いています。



資料:「平成 22 年度 清掃事業概要(平成 21 年度実績)」

### ▼可燃ごみ排出量の内訳

可燃ごみ排出量のおよそ 3/4 が家庭系、1/4 が事業系となっています。



資料:「平成 22 年度 清掃事業概要(平成 21 年度実績)」





## 2. 資源の循環利用の促進

### 2.1 現状と課題

本市では、ごみを29種類に細分化して分別収集を行っており、ごみ収集量の約20%が資源ごみです。リサイクル率は、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたため、全国的に見ても高い水準を維持しています。

今後も、収集する前の段階から、より一層、ごみを減らす努力が必要です。そのためには、まだ使える資源を再利用し、循環利用に取り組まなければなりません。市では保育園、小学校、街路樹、公園等の剪定枝や落ち葉を堆肥化し、活用する取り組みも進めています。また既存の法律では回収の対象外となっながら、レアメタル<sup>※1</sup>や金、銀、銅などの有用金属を含む小型家電製品は、新たな回収制度の検討が進められており、本市でも本格的な対応が必要となります。

そこで、市民団体や自治会などと協力しながら、資源の循環利用に関する情報提供や啓発などを行い、法改正等にも柔軟に対応しながら資源の循環利用を促進します。

### 2.2 目標と指標

目標：資源のリサイクルに努めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみの資源化率 ※(資源化量÷収集ごみ量)×100	25.7%	30.0%以上	30.0%以上
リサイクル率 ※(資源化量+集団回収量)÷(収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量)×100	32.4%	36.0%以上	36.0%以上
リサイクルバンクの年間成立件数	103件	160件	160件

### 2.3 取り組み

#### 市民の取り組み

- ごみの分別を徹底します
- 子供会などによる廃品回収の実施に協力するなどして、資源回収活動を進めます
- 環境フェスタ、フリーマーケット、リサイクルバンクなどの情報を活用します
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして製品を購入します
- 再生紙でできた製品の利用に努めます

<sup>※1</sup>ニッケルやプラチナ、タングステンなど31種類あり、日本ではほとんど取れない。レアメタルには「超伝導性」「強磁性」など様々な特性があるため、携帯電話やゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電からハイブリッドカー、電気自動車まで幅広く使われ、日本の産業には欠かせないものとなっている。

- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度を利用して生ごみ処理機を導入するなど、生ごみの堆肥化を進めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 家電リサイクル法を守ります
- リサイクルの定着した生活習慣を身につけます

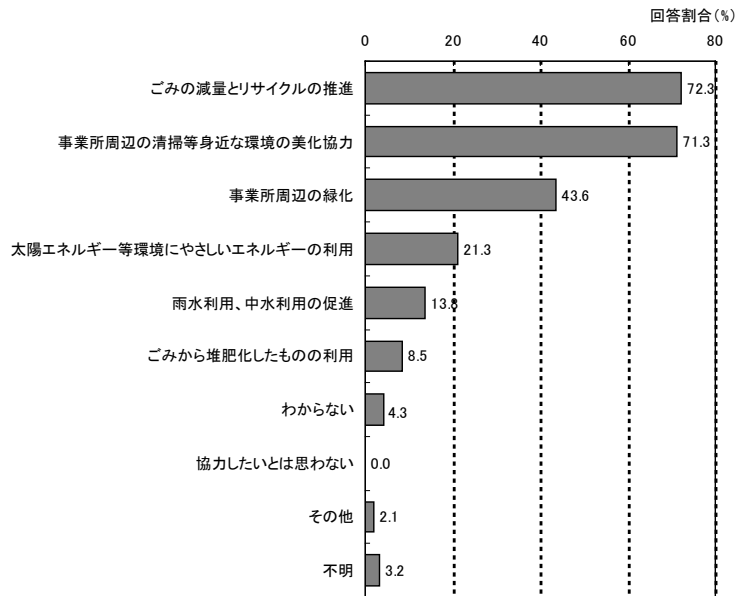
#### 事業者の取り組み

- 梱包材などのリユースを進めます
- 販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります
- 再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります
- 再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 再生紙でできた製品の利用に努めます
- ダイレクトメールやチラシなどの紙媒体を使わない広告方法を検討します
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材を再利用します
- 製造業においては、リサイクルを製造の段階から組み入れた生産体制を整備します
- リサイクルマニュアルを作成します
- 廃棄物問題担当者を選任し、研修、教育を徹底します
- 異業種間の交流を図り、副産物の再使用、リサイクル技術の開発、普及を進めます
- リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します

#### 市の取り組み

- 家庭用品リサイクルバンク情報を充実させます
- 再生品の品目、取扱店などの再生品情報を提供します
- 落ち葉などの堆肥化を推進します
- 家庭用生ごみ処理機器設置費補助金交付制度の周知に努めます
- 建て替えなどで排出される柱、梁などの古材の再利用の促進に努めます
- グリーン購入制度を導入します
- 「ボランティア分別指導員」と協働で、分別指導を強化します
- 資源回収団体の育成及び助成制度を充実します
- 市民・事業者への意識の啓発に努めます
- 携帯電話、PHSを回収し、リサイクルします

### ▼事業者意識調査結果 環境保全のために協力できること



ごみ減量とリサイクルの推進、事業所周辺の美化活動などは事業者の協力の意向が強くなっています。



### 3. ごみの適正な処理

#### 3.1 現状と課題

ごみ減量、資源の循環利用を進めても、ごみが必ず発生します。可能な限りのごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じることのないよう適正に処理しなければなりません。

しかし、いまだに家庭や事業所での違法な焼却や不法投棄に関する苦情、不適切な排出による事故も発生しており、早急な対策が求められています。

そこで、ごみ処理に関する問題点と課題に関する情報を提供し、適正なごみの出し方を周知することにより、ごみの適正処理に努めます。

#### 3.2 目標と指標

目標：不法投棄を防止します

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
ごみの不法投棄の件数	145 件	135 件	125 件
ごみの不法投棄看板の貸与	85 枚	80 枚	75 枚
不法投棄防止パトロールの実施地区	4 地区	4 地区	4 地区
資源ごみ集積場所への監視カメラ設置基数及び箇所数	5 基 15 か所	5 基 20 か所	5 基 25 か所

#### 3.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- ごみをポイ捨てできないよう、環境美化に努めます
- 空き地などは不法投棄できないよう適切に管理します
- 不法投棄を見かけたら、速やかに市へ連絡します
- ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます
- 近隣に迷惑になる野焼きはしません・させません
- 「ごみカレンダー」、「ごみの正しい分け方・出し方小事典」及び市のホームページを参考に、適切にごみを処理します

##### 事業者の取り組み

- 不法投棄はしません・させません
- 適正な処理をしやすい製品を製造・販売します
- 自らの責任において、排出したごみを適正に処理します
- 委託処理するときには適切な処理を行う業者を選定し、最終段階まで責任を持って行います

- マニフェストシステム<sup>\*1</sup>による産業廃棄物の適正処理を行います
- 法令の構造基準に沿った焼却炉以外での廃棄物の焼却<sup>\*2</sup>はしません

#### 市の取り組み

- 不法投棄の防止を啓発します
- 不法投棄をさせないような土地(雑木林、遊休地、空き地など)の管理を啓発します
- 不法投棄を防止するため、不法投棄防止の看板を貸し出します
- 不法投棄を防止するため、資源ごみ集積場所へ監視カメラ設置します
- ごみの適正処理に関する市民・事業者の役割など意識を啓発します
- 必要に応じてごみの分別品目・資源化物回収体制を見直します
- ごみ収集・管理事業を適切に実施します
- 違法な屋外焼却行為の防止に努めます

---

<sup>\*1</sup>マニフェストとは産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止などのため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意などを記載した産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物処理工程が記載されることにより、不適正処理や不法投棄を防止することを目的としている。

<sup>\*2</sup>愛知県の県民の生活環境の保全等に関する条例第66条において、一定の基準を満たす焼却炉を用いなくて、屋外でゴム、皮革、合成樹脂、ピッチ、油脂、草及び木(木材を含む)、紙又は繊維を燃焼させる行為は原則禁止されている。

## 第4節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

### 1. 低炭素社会に向けた活動の実践

#### 1.1 現状と課題

近年、エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することで、地球温暖化が進み深刻な問題となっています。日本では、家庭や業務部門の二酸化炭素の排出量が増加を続けていることから、日常の生活や事業活動における対策が必要となっています。本市においても、電灯需要量の増加に見られるように、エネルギーの使用量が増加しています。

地球温暖化を解決するために、私たちはこれまでのライフスタイルを見直し、より一層環境に配慮した無駄のない生活を送る必要があります。本市では、市内の事務事業を対象に、江南市地球温暖化防止対策実行計画を平成19年度に策定し、率的に地球温暖化対策に取り組んできました。

そこで今後も、率的に地球温暖化対策に取り組むとともに、市民、事業者に対し、省エネルギー行動の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、地域全体で省エネルギー・省資源を進め、低炭素社会<sup>※1</sup>の構築を目指します。

#### 1.2 目標と指標

目標：エネルギー使用量を減らします

指標名	現状(H22)	目標値(H28)	目標値(H33)
1人当たりの二酸化炭素排出量	1.49t. c/人. 年 (現状値はH21)	1.32t. c/人. 年	1.32t. c/人. 年
電灯需要量	3.80kw/口 51,179口 194,967kw (現状値はH21)	3.80kw/口	3.80kw/口
「緑のカーテン」チャレンジの実施件数	市民：106件 公共施設：36件 事業所等：7件	市民：130件 公共施設：36件 事業所等：10件	市民：150件 公共施設：36件 事業所等：15件

#### 1.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 照明・冷暖房の適正な使用、入浴は続けて行い追い焚きは少なくするなど、エネルギー消費を抑制します
- 過剰包装を辞退します
- 雨水をためておき、庭の草木や花壇の散水に使用するなど、有効に利用します
- 節水型機器の導入や、風呂水を洗濯に使うなど水を有効に利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します

<sup>※1</sup>地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。



- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブ<sup>\*1</sup>を実践します
- カーシェアリング<sup>\*2</sup>を利用します
- 各家庭で環境家計簿をつけます

### 事業者の取り組み

- 照明・冷暖房の適正な使用など、無駄なエネルギーを消費しません
- 過剰包装を抑制し、簡易包装に努めます
- 再生紙を利用した製品の製造・販売に努めます
- 効率の良い製造ラインを検討します
- 節水型機器の導入や、トイレの擬音装置などを利用し節水に努めます
- 緑のカーテンを実施します
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます
- マンションやアパートの建設の際には、カーシェアリングの導入を検討します
- 効率の良い運行ルートや、車両運行計画を立て、車両の走行量を削減します
- 共同輸配送システムを導入するなど、物流の合理化を図り、車両の走行量を削減します
- 「ノーカーデー」に積極的に取り組みます
- 自動車の運転時には急発進、急加速をやめるなどエコドライブを実践します
- 自動車の定期点検を実施します
- 事務作業のOA化や文書ファイリングシステムを導入し、ペーパーレス化に努めます
- 環境自主行動計画の策定をします
- ISO14001<sup>\*3</sup>の認証取得に努めます
- エコアクション21<sup>\*4</sup>の認証取得に努めます

### 市の取り組み

- 省エネ行動を推進します
- 節水対策を推進します
- 緑のカーテンの普及に努めます
- 自転車利用を促進します
- 公共交通機関を拡充し、市民の自動車利用を削減します

<sup>\*1</sup>エコドライブとは、「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にする等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO2)の排出量を減らす運転のこと。

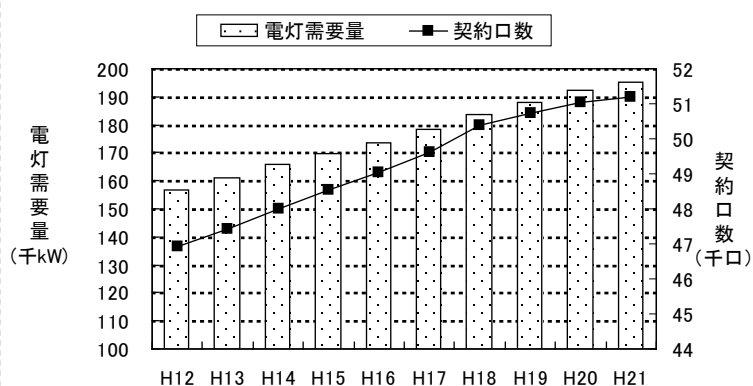
<sup>\*2</sup>自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的にCO2の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。

<sup>\*3</sup>国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた、環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCAサイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。第三者機関による審査を受けて認証登録される。

<sup>\*4</sup>エコアクション21は、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

- 公用車のエコドライブに努め、普及を図ります
- カーシェアリング<sup>※1</sup>の普及促進を図ります
- 環境家計簿の利用を促進します
- 事務のOA化や文書ファイリングシステム導入によるペーパーレス化を推進します
- 地球温暖化防止対策行動計画を実践します
- 市役所におけるクールビズ、ウォームビズを実施します

### ▼電灯需要量の推移



市内の電灯需要は契約数、契約口数ともに増加傾向が続いており、エネルギー使用量が年々増加しています。

資料:「こうなんの統計」

<sup>※1</sup>自動車を複数の人が共同で利用する仕組みのこと。複数の人で車を所有(シェア)することにより、家庭で所有する車の台数が減り、結果的にCO<sub>2</sub>の排出削減や渋滞の緩和、駐車場不足の解決、公共交通利用の促進などにつながると期待されている。



## 2. 新エネルギー、省エネ設備の普及促進

### 2.1 現状と課題

平成 23 年3月の福島第一原子力発電所の事故により、それまでの原子力利用を軸にしたエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しが求められています。原子力発電が縮小された場合、発電は化石燃料に依存する割合が高くなることが考えられ、温室効果ガス排出量の削減目標達成が厳しくなることが予想されます。しかし、国際社会においては、京都議定書<sup>\*1</sup>で約束した排出削減目標を守ることが求められます。

現段階では、行動の見直しだけでは低炭素社会<sup>\*2</sup>の構築という目標達成は非常に厳しいことから、再生可能エネルギー<sup>\*3</sup>の導入や、省エネ設備への更新・導入も同時に行う必要があります。

そこで、省エネルギーや代替エネルギー設備の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、省エネルギー・省資源を進めます。

### 2.2 目標と指標

目標：新エネルギー、省エネ設備の導入を進めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
住宅用太陽光発電システム 設置費補助 (年間)	4,413,000 円 61 件	12,000,000 円 150 件	15,000,000 円 187 件
公用車の低公害車の導入率	25.9% 低公害車：30 台 公用車：116 台	44.8% 低公害車：52 台 公用車：116 台	44.8% 低公害車：52 台 公用車：116 台

### 2.3 取り組み

#### 市民の取り組み

- 省エネルギー型商品の利用に努めます
- 住宅の新築、改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努めます
- エコキュートやエコジョーズ<sup>\*4</sup>などの高効率給湯器の導入に努めます
- ソーラーシステムなどの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

<sup>\*1</sup>平成 9 年(1997 年)12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量についての法的拘束力のある数値目標が決定され、我が国は、2008～2012 年の目標期間中に、温室効果ガスの排出量を 1990 年度比で 6%削減することを目標としている。

<sup>\*2</sup>地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

<sup>\*3</sup>自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがあり、このうち十分普及していないものを新エネルギーという。

<sup>\*4</sup>「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロス を 5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

### 事業者の取り組み

- オフィスや製造現場への省エネルギー型機器の導入に努めます
- 省エネルギー型建物の建設や利用に努めます
- 省エネルギー型製品や技術の開発に努めます
- 廃熱の有効利用を図ります
- エコキュートやエコジョーズ<sup>\*1</sup>などの高効率給湯器の導入に努めます
- ソーラーシステムなどの自然エネルギーの有効利用に努めます
- 環境に配慮した低公害車の購入に努めます

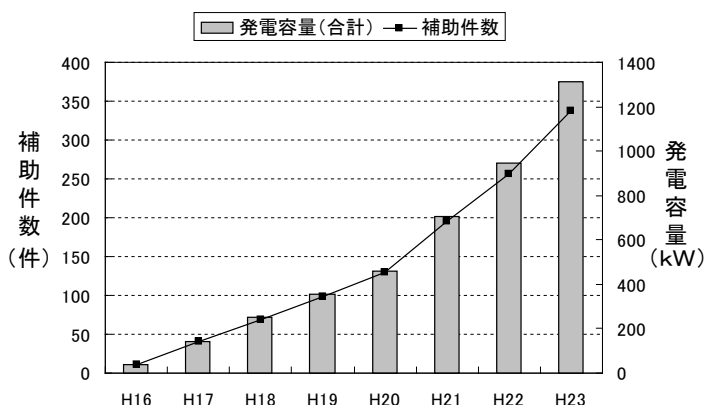
### 市の取り組み

- 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を拡充します
- 省エネ設備・機器の普及促進に努めます
- 新エネルギー設備の普及促進に努めます
- 低公害車への転換及び普及促進に努めます
- 環境に配慮した低公害の公用車を導入します

---

<sup>\*1</sup>「エコキュート」はヒートポンプの原理を利用してお湯をつくり出す電気給湯器。「エコジョーズ」は潜熱を回収して再利用することで、従来型に比べエネルギーロスを5%までに抑えたガス瞬間給湯器。

### ▼住宅用太陽光発電システム設置費補助件数（累計）

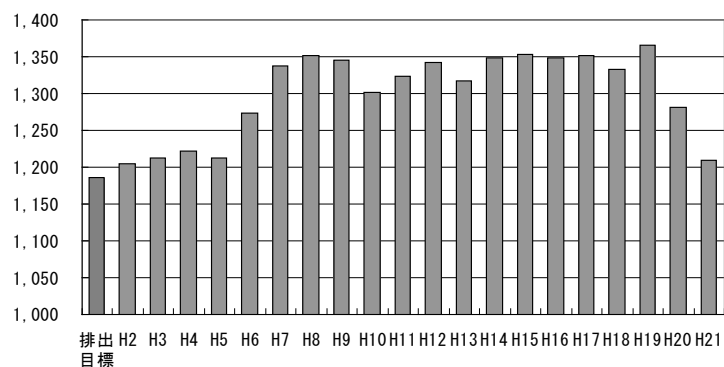


太陽光発電の補助件数は、平成 16 年から平成 23 年までで累計 338 件にのぼっています。

資料: 江南市環境課資料

### ▼日本における温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス  
排出量  
(百万t-CO2)



日本の温室効果ガス排出量は、平成 6 年以降、大きく増加し、高い状態で推移していました。平成 20 年以降は、景気の低迷により急激に減少しています。

今後、化石燃料の使用状況によっては、この減少量が相殺されるおそれがあります。

資料: 全国地球温暖化防止活動推進センター



### 3. 公共交通の充実と利用促進

#### 3.1 現状と課題

温室効果ガス排出量のうち運輸部門では、自家用車による影響が大きいと言われています。市内の自動車保有台数は増加傾向にありましたが、平成 17 年以降は横ばい傾向となっており、おおむね 1.6 人で 1 台を所有していることとなります。現在市内ではバス、電車の利用者の減少が続いていますが、公共交通の充実は、交通弱者への配慮とともに、地球温暖化対策としても重要です。

そこで、公共交通機関の存続のための意識改革に努めながら、路線バスの新設・増発やコースの変更を要望していきます。また、いこまいCAR<sup>\*1</sup>(定期便・予約便)の利用促進を図りながら、市内全体の公共交通に関する検討をするとともに、歩行者や自転車利用者の安全確保に努め、自動車による環境負荷の低減に努めます。

#### 3.2 目標と指標

目標：公共交通機関の利用を促進します

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
都市計画道路の歩道整備率	70.4%	72.5%	74.0%
既存バス路線の利用促進	7 路線	7 路線	7 路線

#### 3.3 取り組み

##### 市民の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 自宅周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます

##### 事業者の取り組み

- 駐輪場・駐車場を利用し、自転車の放置や違法駐車はしません
- 立て看板、自動販売機など、歩行の障害となるものを歩道に立てません・はみ出させません
- 事業所周辺の歩道の美化に心がけます
- 自転車や公共交通機関などを積極的に利用し、できるだけ自動車の利用を控えます

##### 市の取り組み

- いこまいCARの利用を促進します
- 歩行者・自転車の安全の確保に努めます
- 交差点改良、側溝の有蓋化(ふたかけ)を推進します

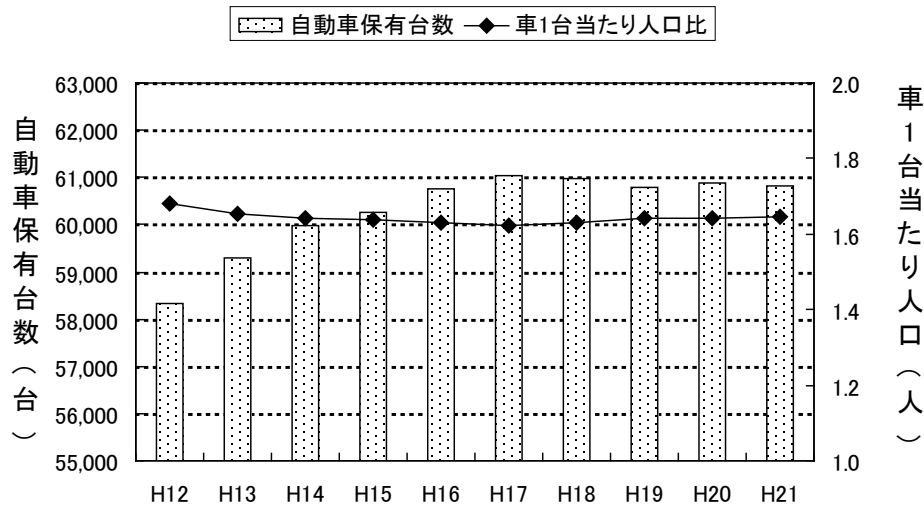
<sup>\*1</sup>いこまいCARとは、市民の交通手段を確保するためにタクシーを利用した市独自の制度で、定時定路線を1人100円で利用できる定期便と、利用日前日までに予約すると市内をメーター料金の半額で利用できる予約便の2種類がある。



- 駐輪場を適正に配置します
- 道路の整備、維持管理に努めます
- 公共交通機関を充実させるよう働きかけます
- 電線類の地中化を検討します
- 市内全体の公共交通に関する検討を行います

▼自動車保有台数の推移

市内の自動車保有台数は増加傾向にありましたが、平成17年(2005年)以降、横ばい傾向となっており、おおむね1.6人で1台を所有していることとなります。

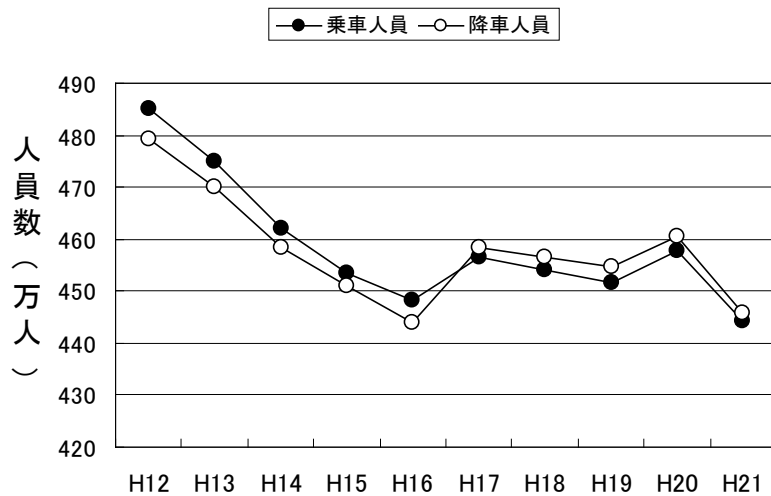


資料:「こうなんの統計」

▼名鉄電車乗降客数の推移(江南駅)

名鉄江南駅の乗降客数は、多少の変動が見られるものの、減少傾向が続いています。

江南駅



資料:「こうなんの統計」

## 4. オゾン層保護対策の推進

### 4.1 現状と課題

地球温暖化対策以外にも、オゾン層の保護、水循環の保全、森林資源の保全など、環境を保全するために実践すべき取り組みは多岐にわたります。特にオゾン層は、生物にとって有害な紫外線を吸収し、生態系を保護する重要な役割を果たしていることから、私たちの生活にも深く関わっています。

これらの取り組みは、地球温暖化対策と同様、私たち自身が環境破壊の担い手になりうることを自覚し、日常活動の中で、実践することが求められます。オゾン層は、冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されていたフロンなどの化学物質が原因で破壊されます。現在、これらを含む製品は製造禁止ですが、既存の製品には未だ含まれているものがあります。このため、私たち一人ひとりが冷蔵庫やエアコンなどを適切に処理し、オゾン層破壊物質の排出抑制に取り組まなければなりません。

そこで、オゾン層の保護を始めとするこれらの取り組みに関する情報の提供や啓発などを行い、地球規模の環境問題に取り組めます。

### 4.2 目標と指標

目標：地球規模の環境保全に努めます

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
冷蔵庫、エアコンの不法投棄件数	4件 うち冷蔵庫 4件 エアコン 0件	3件 うち冷蔵庫 3件 エアコン 0件	2件 うち冷蔵庫 2件 エアコン 0件

### 4.3 取り組み

#### 市民の取り組み

- フロンを使用している冷蔵庫・エアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に従って適切に処理します
- ノンフロン製品を利用します

#### 事業者の取り組み

- 業務用の冷蔵庫、エアコンなどの廃棄時には、フロン回収指定店などでフロンを適切に処理します
- オゾン層破壊物質の使用合理化と排出抑制に努めます
- ノンフロン製品を利用します

#### 市の取り組み

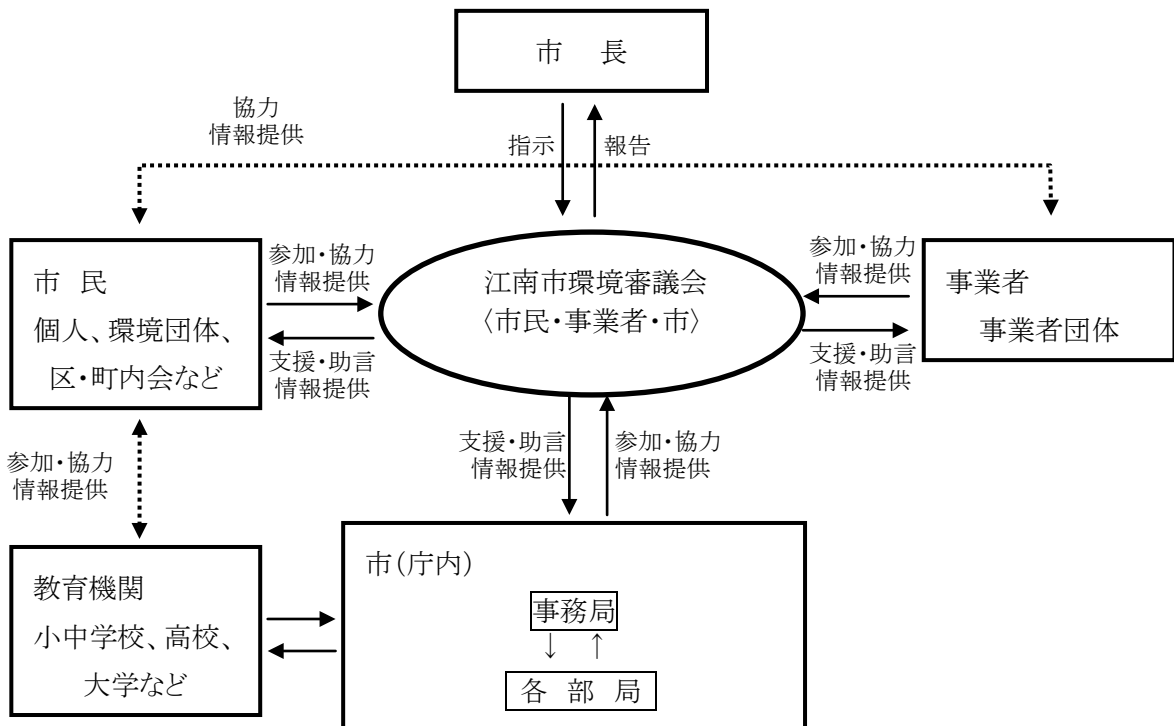
- 家電リサイクル法による冷蔵庫・エアコン回収の徹底及び実績を把握します
- 冷蔵庫・エアコンの不法投棄の防止を強化します

## 第4部 計画の推進に向けて

### 第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

#### 第1節 推進体制

本計画を推進するため、市民・事業者・市で構成する江南市環境審議会に情報を集約します。事務局は、庁内各部局とともに取り組みを進め、把握した指標を江南市環境審議会に報告し、今後の対応について助言をもらいます。



#### 第2節 江南市環境審議会

「江南市環境基本条例」に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

#### 第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれのうち、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民・事業者・市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民・事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	エコ人材の発掘・育成
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	生活マナーの向上
III ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち	ごみ減量「57 運動」 <sup>*1</sup> の推進
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	地球温暖化対策の推進

## 1. エコ人材の発掘・育成

市民・事業者の自主的な取り組みを支援するに当たり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることも有効です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、各自が動きやすい仕組みを作る必要があります。そこで、市内における環境保全活動をしやすくするため、個々の分野について、専門家を発掘するとともに、相互に高め合う仕組みを構築します。

### ●活動団体・個人のリスト作成

プロジェクト推進のための基盤となる既存の活動団体や、地球温暖化対策推進員、環境カウンセラーなどの専門家などの環境団体・個人のリストを作成し、随時更新します。

環境団体・個人のリストを基に、各課の取り組みで必要に応じて協力を要請するとともに、活動内容は積極的に広報等により紹介します。

環境目標	団体例	活動分野
II さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	〇〇会	自然環境保全
	〇〇会	清掃活動
III ごみを減量し、資源の循環利用に取り組むまち	〇〇会	ごみ減量
	〇〇会	再資源化
IV 青い地球を次の世代につなぐまち	〇〇会	地球温暖化対策

## 2. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧等によって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

<sup>\*1</sup>焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

●区・町内会や関係市民団体等と協力して地域全体で啓発

都市・生活型公害対策としては、実態把握とともに、必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も、市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、都市・生活型公害の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、行政が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

今後は、快適な生活環境づくりに向けて、市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していく必要があります

3. <sup>こうなん</sup>ごみ減量 57 運動の推進


ごみ減量を目的にしたごみ減量「57<sup>こうなん</sup>運動」<sup>\*1</sup>は、平成9年度に始まり、10年以上継続しています。近年は、その成果がはっきりとごみの排出量に現れてきました。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、今ではどの自治体でも常識になっていますが、将来的なごみ処理への不安を軽減するため、本市では今後も継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から10年以上経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報によるごみの分け方とその目的については、結果も含めて詳しく紹介します。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、環境フェスタを通じて、ごみ減量、資源の再利用等のアイデアを広めます。また、環境フェスタに参加している市民団体とは、個別の啓発イベント開催時に協力できるよう、引き続き連携を強めます。

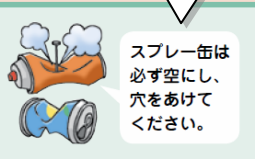
なお、必要に応じて分別品目・資源化物回収体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

▼ ゴミ分別の注意点の例

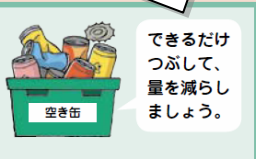


空き缶類

- ・食品缶は中身をきれいに取り除き、水洗いしてください。
- ・農業缶は使いきり、水洗いしてください。(中身が入ったものは、絶対に出さないでください)
- ・アルミはくは汚れを落とし、折りたたんでください。汚れがひどいものは可燃ごみ(台所ごみ)へ
- ・中身が入ったペンキやオイルの缶は、出さないでください。(出してはいけないごみの例を参照のこと)



スプレー缶は必ず空にし、穴をあけてください。



できるだけつぶして、量を減らしましょう。

収集時に爆発する事故が起きています！

かさが多いと、収集車にたくさん積み込めず、何度も市内を往復しなければなりません。

<sup>\*1</sup>焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%(概ね57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。

## 4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策は、地球環境を保全する役割とともに、国内のエネルギー利用量削減に貢献する役割があり、いずれにしても、一人ひとりの日常生活の見直しが必要であるとともに、緊急に対応する必要があります。

### ●地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止活動推進員<sup>※1</sup>や、「1.エコ人材の発掘・育成」で発掘した人材や市民団体と協力して啓発活動を積極的に行うとともに、広報などでは、ひとり一人の努力の効果がわかるように示します。また、市民・事業者一人ひとりは、日常のムダをなくすと共に、その効果について身近な人に紹介するなどして、個別の取り組みが普及するよう努めます。

#### ▼ 温暖化対策 取り組みと効果の例

長期間使わない場合は、主電源を切り、待機電力を削減しましょう。

コンセントから抜き、待機時消費電力量を50%削減すると、  
64.7g-CO<sub>2</sub>/人・年の削減

トイレの便座ヒーターは低めの温度設定を心がけ、長時間使用しない場合は電源を切りましょう。

温度を中→弱に設定すると、  
9.3kg-CO<sub>2</sub>/年の削減

家族が同じ部屋で団らんし、冷暖房と照明の利用を2割減らしましょう。

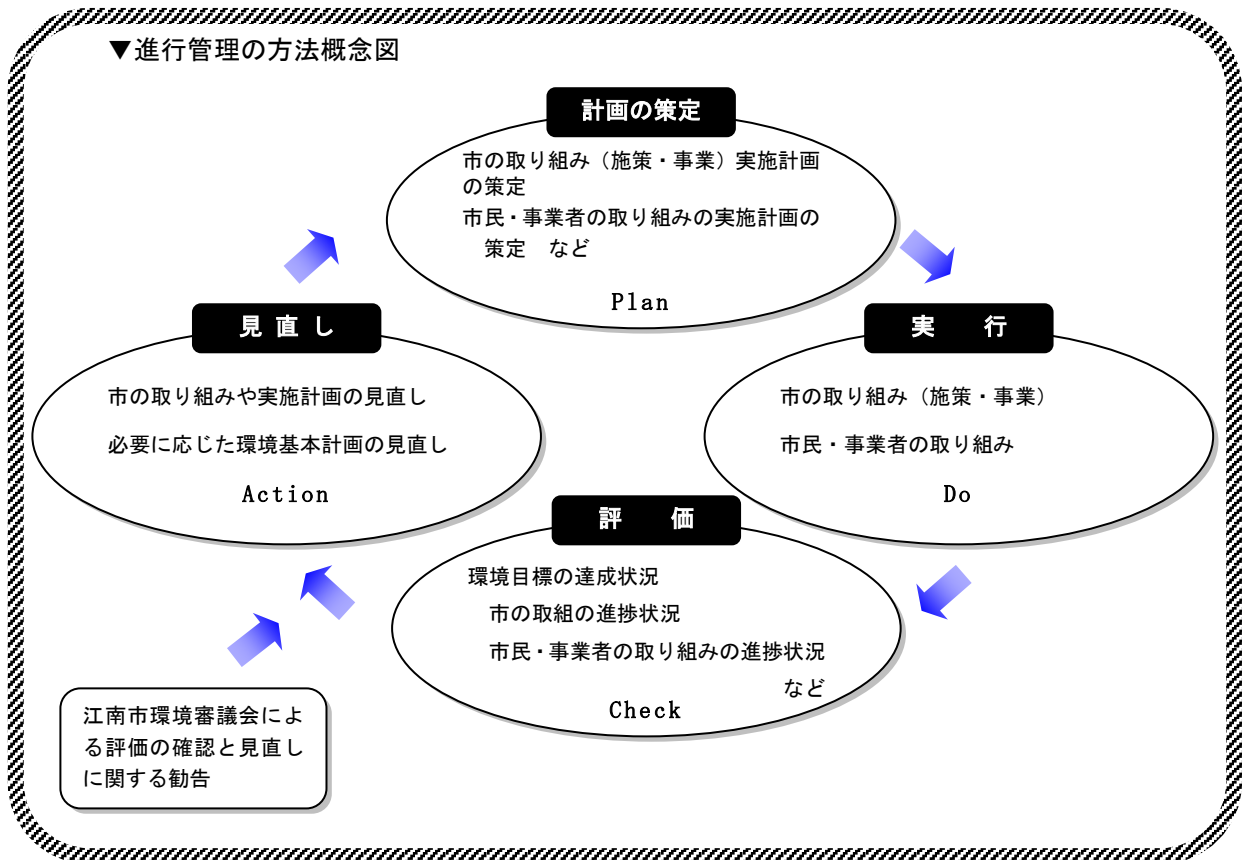
238kg-CO<sub>2</sub>/年の削減

<sup>※1</sup>「地球温暖化対策推進法」に基づき知事の委嘱により、地球温暖化問題の住民への啓発などの活動をするボランティアのこと。

## 第2章 進行管理の手法

### 第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方(PDCAサイクル)を基本とした計画の進行管理を行います。



上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

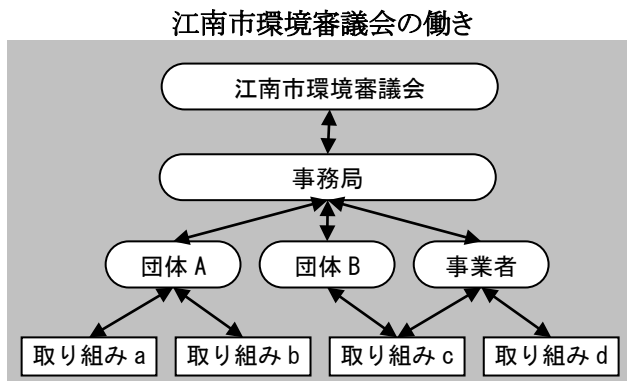
審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるに当たり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について報告をしていますが、今後は審議会の開催数を増やし、具体的な事業についても審議を行うよう、審議会の拡充を図ります。

例えば、市の事業を行うに当たっては市民団体等との協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体等だけで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。

そこで、本計画の推進に当たって、審議会委員による、活動内容と協力団体(者)の選定、今後の活動の方向などについて事務局へ助言します。

今後は、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の一層の推進を図ります。



## 第2節 評価方法

市民・事業者・市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みを見直し、5年後には、計画の中間見直しを行います。

### ▼評価の例

指標名	現状 (H22)	目標値 (H28)	目標値 (H33)
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	二酸化窒素、浮遊粒子状物質が環境基準に適合している	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのすべてが環境基準に適合している
水質に係る環境基準の達成を目指す	水質調査の測定地点14地点中5地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中7地点でBODが環境基準に適合している	水質調査の測定地点14地点中9地点でBODが環境基準に適合している

#### 【評価】

大気質、水質のいずれも環境目標が達成できていないため、施策を着実に推進し、目標達成を図ること。